

# 公益社団法人日本カーリング協会 入会及び退会に関する規程

## (目的)

第1条 この規定は、公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」という。）の定款第7条・第8条・第10条に基づき、本協会の入会及び退会に関する事項を定め、会員の身分の安定を図ることを目的とする。

## (入会の手続)

第2条 本協会の正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定める入会申込書を本協会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 本協会の名誉会員に推薦された者は、本人の承諾をもって名誉会員となる。

## (入会金及び会費)

第3条 入会金は、次のとおりとする。

正会員 50,000円

2 本協会の年会費及び賛助会費は、次のとおりとする。

正会員 年額 100,000円

賛助会員 年額1口 10,000円（団体にあつては1口 50,000円）

3 賛助会員は入会金を、名誉会員は入会金及び会費を納めることを要しない。

4 既に本協会に対して納付された入会金及び会費は、いかなる事由があつても返還しない。

5 正会員が入会金又は会費を支払わない場合には、当該年度の本協会主催の大会に出場することができない。

## (正会員の権利)

第4条 正会員は総会にて議決権を有する。

2 正会員は本協会の役員、委員の推薦権を有する。

## (退会)

第5条 正会員及び賛助会員は、所定の退会届を本協会に提出することにより、任意に退会することができる。

2 退会において既に納入された会費は、返還しない。

## (細則)

第6条 本規定に定めるもののほか、本規定の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## (規定の変更)

第7条 本規定を変更するには、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

本規定は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

令和6年3月5日 改訂同日施行